

令和9年度 コミュニティ助成事業(宝くじ助成)の募集

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に直接必要な施設または設備の整備などに対し助成を行っています。この事業の申請は町を通して行いますので、活用を希望される団体は、企画課企画情報係へご連絡ください。

■募集する事業など

名 称	助成内容	助成金額(10万円単位)	事業実施主体
一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に関する事業に対して助成を行います。	100万円～250万円	町が認める コミュニティ組織
コミュニティセンター助成事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所など）の建設または大規模修繕などに関する事業に助成を行います。	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円まで。	
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業で、主に親子で参加するソフト事業に助成を行います。	30万円～100万円	



■締切り 令和8年8月31日(月)

詳しくは一般財団法人自治総合センターのホームページをご覧ください。

検索 自治総合センター コミュニティ助成事業

☎ 企画課 企画情報係 ☎46-1371

今年も歌夏がやってくる！ 「UTAGE～第14回歌津夏まつり」開催決定＆おでっメンバー大募集！

昨年大好評だった熱気あふれるステージパフォーマンスをはじめ、地元の美味が勢ぞろいする飲食・物販ブース、子どもたちが笑顔になる体験企画など、今年も歌津の魅力をぎゅっと詰め込んだプログラムを企画中です。

日時 **9月5日(土)**
正午～午後8時30分

会場 **ハマーレ歌津特設会場**

臨時駐車場およびシャトルバスの運行について

臨時駐車場やシャトルバスの運行については、9月広報と同時配布予定のチラシ、または「歌津夏まつり公式ホームページ」をご確認ください。
※公式ホームページは情報が確定したものから順次更新予定です。

【お願い】私有地や道路は駐車禁止です。他のお客様のご迷惑にならないよう指定駐車場以外には駐車しないようお願いします。

☎ 歌津復興夏まつり実行委員会事務局
一般社団法人南三陸町観光協会内 ☎47-2550

一緒にお祭りを創りませんか？ 仲間を大募集！

歌津夏まつりは、地域の皆さまの手で作り上げる手作りのお祭りです。「お客さん」として楽しむのはもちろん、今年は一緒に地域を盛り上げる仲間としてお力を少しだけ貸してください。

1. 開催日前後や当日のおでっ(単発OK!)
会場の設営・撤去、受付、誘導、ブース運営のお手伝いなど。学生さんの参加も大歓迎です！

2. 実行委員会メンバー
企画のアイデア出しから準備まで、一緒にお祭りを盛り上げてくれる仲間を募集しています。

▶申込方法(下記いずれかの方法をお願いします)

1. 専用フォームから申し込み(以下の2次元コードを利用ください)
2. 歌津夏まつり公式LINEを友達登録
→チャットからご連絡ください



おでっ申込専用フォーム



歌津夏まつり公式LINE



歌津夏まつり公式ホームページ

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～8月11日は「家庭・企業の備蓄品の状況を確認する日」です～

災害時に必要な物資を家庭・企業において3日分の備蓄を実施しましょう。

備蓄食料は最低でも3日分(推奨1週間)の用意を！

一人一人が日頃から事前の備えをすることが大切です。平常時から災害時に必要な物資を備蓄し、最低でも3日分の飲料水や食料など避難生活に必要な物資の備蓄と備蓄品の内容を再確認しましょう。



備蓄品の豆知識

- 1日に必要な1人あたりの水は、約3リットル(飲料水1リットル、調理などに使用する水2リットル)と言われています。
- ローリングストック法
特別な保存食を用意することなく、普段買う2倍の量の食料品を買います。古いものから順に使っていき半分を使ったら、使った分と同じ量を購入します。常に食料品が余分にある状態をキープし、普段の生活で備蓄が出来ます。
- 慢性疾患や食物アレルギーの人は、医療機関などにより推奨された食事メニューを参考に自分にあった食品を追加で備えておくことも重要です。
- お米は保存性の高い食品です。備蓄の柱としましょう。
無洗米であれば、米を研ぐ必要が無く、水が節約できます。
- ※食料の他、ラジオ、医薬品、懐中電灯、トイレトペーパー、携帯用ガスコンロなども準備しておきましょう。



コミュニティセンター等集会施設の整備費などを補助します

町では、地域における集会施設の自主的な整備を促進するため、集会施設の整備事業などについて補助金を交付します。令和9年度に実施する事業で、補助金の活用を希望される団体は、企画課企画情報係へご連絡ください。

■補助対象事業など

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	事業実施主体
【新築】 更地に新たに建築物を建てる事業または既存の建築物を全部解体し、建築物を建てる場合に補助金を交付します。	集会施設の建設本体工事費などで10,000千円以上のもの	補助対象経費の4分の1以内に相当する額。ただし、500万円まで。	行政区または認可を受けている地縁団体など
【増改築】 集会可能な部屋を新たに増築すること、または既存の建築物の一部を解体し、床面積を増やす場合および他の施設を転用し、集会施設として改築する場合に補助金を交付します。	既存集会施設の増改築に係る本体工事費などで1,000千円以上のもの	補助対象経費の3分の1以内に相当する額。ただし、300万円まで。	
【機能強化】 既存施設のバリアフリー化または備蓄品の倉庫の拡充その他の防災機能向上のために改築若しくは改修する場合に補助金を交付します。	既存集会施設の改築・改修に係る本体工事費等で100千円以上のもの		

■締切り 令和8年8月31日(月)

☎ 企画課 企画情報係 ☎46-1371